

ふじみ野市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
第10条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	第10条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。